

経緯（「こころの相談機能等の強化検討専門部会」の設置等）

区では、平成32（2020）年4月に開設予定の「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ」（以下、「総合プラザ」という。）内に移転する世田谷区立保健センター（以下、「保健センター」という。）の機能の一つとして、「こころの健康相談（精神保健）」等の機能強化を掲げている。
その具体化等に向け、平成29年6月に学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置し、施策の充実と取り組みの方向性などを協議した。
平成30年8月には「中間のまとめ」として、国の動向等を踏まえ、相談機能等の強化・拡充等や退院後支援等について取り組みの方向性を示した。
以降、さらに詳細な検討を加え、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応として、第4章に示した区の重点項目など、今後の区精神障害者施策の充実の取り組みの方向性を「精神障害者施策の充実に向けて - こころの相談機能等の強化検討専門部会報告書 - 」として取りまとめたものである。

精神障害者施策における国の動向

入院した精神障害者が退院後に、医療や福祉等の包括的な支援を受けられるよう「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を示し、自治体に対応を求めている。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」（以下の「事業内容」参照）の実施主体を平成30年度から特別区にも拡大した。

【事業内容】

- 1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（必置）
- 2 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 3 ピアサポートの活用に係る事業
- 4 アウトリーチ事業
- 5 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- 6 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 7 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- 8 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- 9 精神障害者の家族支援に係る事業
- 10 その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

4つの重点項目

区は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施に向け、既存事業や「専門部会」での検討を踏まえ取り組みの方向性を取りまとめ、精神障害者施策等のより一層の充実に向け、まず以下の4項目を優先的に取り組む事業とした。

【重点項目】

- 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置
- 障害者等の相談支援体制の強化について
- 「多職種チームによる訪問支援事業」
- 保健センターにおける「こころの相談機能の整備」

精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数		単位：人				
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
総数	4,130	4,485	4,911	5,270	5,648	
増減	-	+355	+426	+359	+378	
1級（重）	295	274	284	311	346	
2級（中）	2181	2,325	2,499	2,678	2,882	
3級（軽）	1654	1,886	2,128	2,281	2,420	

自立支援医療費（精神通院医療）認定件数		単位：件				
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
総数	9,628	9,961	10,612	11,104	11,639	
増減	-	+333	+651	+492	+535	

精神障害者支援の課題

精神障害者数の推移

過去5年間の「精神障害者数の推移（左側の図参照）」より、精神障害者保健福祉手帳所持者数に加え、自立支援医療費認定件数も増加している。また、地域障害者相談支援センターの相談件数が、精神障害に関する内容を中心に増えている。

精神障害等の当事者・家族等からの意見・要望

- ・精神障害者等の緊急時の支援として、訪問支援（アウトリーチ事業）や24時間開設する相談窓口を望む声強い。
- ・精神障害者等の当事者・家族等は、協議の場への参加、発言の機会や居場所づくりなどを求めている。
- ・精神障害者や精神疾患等家族のための休息目的施設（レスパイトの場）を要望している。

その他の課題

精神障害者退院後支援のガイドライン等への対応は、当面は東京都等の動向を注視し、今後の対応等を検討することとする。

4つの重点項目の方向性（専門部会での協議の主な意見等）

（1）「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場として、「自立支援協議会地域移行部会」を活用しながら、医療関係者等を加え「協議の場」とする。
- ・国の地域包括ケア構築事業の協議に限らず、関係者の連携の場とする。
- ・テーマ別ワーキング等を適宜実施する。
- ・障害者団体や精神障害当事者の意見等を聞く機会をつくる。

（2）障害者等の相談支援体制の強化について

- ・福祉の相談窓口、地域障害者相談支援センター、総合支所保健福祉センターが相互連携を強化し、精神障害者等の支援の充実を図る。
- ・地域障害者相談支援センターの事例検証等を実施しノウハウを蓄積する。

（3）「多職種チームによる訪問支援事業」

- ・支援期間のルール化を図り必要に応じた柔軟な対応を実施する。
- ・庁内関係所管で連携し「多職種チームによる訪問支援事業」を実施する。
- ・東京都中部総合精神保健福祉センターのアウトリーチ事業については、その特徴を活かし引き続き効果的に活用する。
- ・「多職種チームによる訪問支援事業」の事業評価を実施する。

（4）保健センターにおける「こころの相談機能の整備」

- ・当事者や家族会等の要望も配慮した、実効性のある電話相談窓口の開設時間を設定する（家族会等のニーズに対する区の役割のすみ分けも含む。）
- ・電話相談について、地域を限定した相談受付の方法や頻回に相談を繰り返す相談者への対応（ルール化等）に向けた検討に取り組む。
- ・電話相談においてフォローが必要と判断された場合の、総合支所の保健師等へつなげる仕組みを構築する。
- ・相談者が発する「緊急事態」に備え、区として「緊急事態」とはどういった状況かを定義化し、その後の対応等も明確にする。
- ・電話相談員へのスーパーバイズ機能とバックアップ体制の構築に取り組む。

精神障害者施策の充実に向けて

課題への取り組み

これまでの検討を通じ浮かび上がった以下の課題については、今後設置する「協議の場」において引き続き検討を行う。

- ・精神障害者退院後支援のガイドライン等への対応
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応
- ・家族会や当事者からの要望への対応（家族会等との意見交換の場の定例化、家族等のレスパイトの場や当事者の居場所づくり等）
- ・新たな保健センターで実施する「こころの相談機能の整備」など

最後に

区は、これまでの専門部会の検討結果を踏まえ、これからの精神障害者施策のより一層の充実に向け以下のとおり取り組む。

- ・「4つの重点項目」に取り組むとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を推進していく。
- ・「支援協議会」が精神障害者施策に係る全体的な検討機能を担いつつ、福祉の相談窓口、地域障害者相談支援センターや総合支所保健福祉センターが相互連携を強化するよう働きかけていく。
- ・区、区民や地域が一体となり、障害の有無に係らず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続でき、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことが出来る地域社会の実現をめざしていく。